

農薬販売者の届出の手引き

(令和8年8月)

埼玉県病虫害防除所

－ 目 次 －

目次.....	1
1 概略	2
2 対象者.....	2
3 届出の種類と期日、様式について	2
4 届出の方法	3
5 受理通知と届出書副本について	5
6 記入例	
(1) 開設・増設（様式 1－1）	6
(2) 様式 1－2	7
(参考) 帳簿の例	8
(3) 変更（様式 2）	9
(4) 様式 2 別紙 1 （代表者等の）変更が生じた埼玉県内農薬販売店一覧	10
(5) 様式 2 別紙 2 （住所や名称に）変更が生じた埼玉県内農薬販売店一覧	11
(6) 廃止（様式 3）	12
(7) 様式 3 別紙 廃止した埼玉県内農薬販売店一覧	13

農薬販売者の届出について

1 概 略

農薬を販売する者は、農薬取締法第17条第1項の規定に基づき、販売所ごとに、氏名、住所及び販売所の名称を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることが義務付けられています。

2 対象者

農薬を販売する全ての方（個人、法人）が対象となります。

また、次のケース等も対象となります。

- ① 事務所を構えずに自宅などで農薬を通信販売する。
- ② 入手した農薬を転売する。
- ③ 農薬を無償譲渡する。

3 届出の種類と期日、様式について

（1）開設、店舗の増設、届出内容の変更、事業の廃止を行う場合

届出は各内容に応じて、該当する全ての販売所（店舗）ごとに1部を提出してください。

ただし、変更と廃止については、様式に農薬販売店一覧表（P10～11、P13 参照）を添付していただく事で一括して手続することが可能です。

区分	届出の内容		届出期日	様式	記入例
①開設	埼玉県内で新たに農薬販売を開始する。		販売開始の日まで	様式 1－1 1－2	P6～7
②増設	既に埼玉県内で農薬を販売しており、新たな農薬販売店を増設する。		増設の日から2週間以内		
③変更	届出者	ア 代表者の変更	変更が生じた日から2週間以内	様式2	P9～11
		イ 名称の変更			
		ウ 住所の変更 ※1			
	販売所	ア 住所の変更 ※1			
		イ 名称の変更			
④廃止	農薬販売業を取りやめる。（店舗の閉鎖や農薬販売の取りやめ等）		廃止の日から2週間以内	様式3	P12～13

※1 市町村合併や区画整理事業等に伴う住居表示の変更に伴う変更で、実質的な移転を伴わない場合は不要です。

（2）事業の廃止後に、新たに事業を継続する場合（過去の事例）

該当する全ての販売所（店舗）ごとに1部を提出してください。

廃止届は様式に農薬販売店一覧表（P13 参照）を添付していただく事で一括して手続することが可能です。

変更内容		手続方法	廃止の手続き		開設等の手続き	
			期限	様式	期限	様式
①	これまでの法人が別法人に変更された。	旧法人で廃止届を提出し、新法人で開設届を提出する。	廃止の日から 2週間以内	様式 3	販売開始の日 まで	様式 1－1 1－2
②	法人格を有しない個人経営者で代表者が変更された。	旧経営者が廃止届を提出し、新経営者が開設届を提出する。				
③	法人格を有しない個人経営者が法人経営に移行した。	旧個人経営者が廃止届を提出し、新法人が開設届を提出する。				
④	有限会社から、株式会社に変更された。	有限会社A社が廃止届を提出し、株式会社A社が開設届を提出する。			増設の日から 2週間以内	様式 1－1 1－2
⑤	法人A社が法人B社に合併された。法人B社は既存の農薬販売店が埼玉県内にない。	法人A社が廃止届を提出し、法人B社が開設届を提出する。				
⑥	法人A社が法人B社に合併された。法人B社は既存の農薬販売店が埼玉県内にいる。	法人A社が廃止届を提出し、法人B社が増設届を提出する。				

（３）届出様式について

「埼玉県病虫害防除所」でネット検索していただき、当所のホームページから必要な様式をダウンロードして御利用ください。

４ 届出の方法

（１）郵送や持参による方法

該当する様式に次の書類を同封の上、埼玉県病虫害防除所あてに郵送または御持参ください。

届出内容の審査後に郵送で受理通知書と審査後の届出書をお送りします。

ア 同封していただく書類等

① 担当者様の所属、氏名、連絡先（TEL・FAX・メールアドレス）を記載した

書面（様式任意）

② 切手を貼った返信用封筒

イ 宛先

所在地：〒360-0102 熊谷市須賀広 784 埼玉県農業技術研究センター内
名 称：埼玉県病害虫防除所（農薬販売届在中と記載してください）

（２）電子メールによる方法

各様式を当所に電子メールで送信していただき、受理通知と審査後の届出書の返信は、当所から埼玉県が使用しているファイル送信システム（SECURE DELIVER）（securedeliver@i-securedeliver.jp）を利用して返信します。

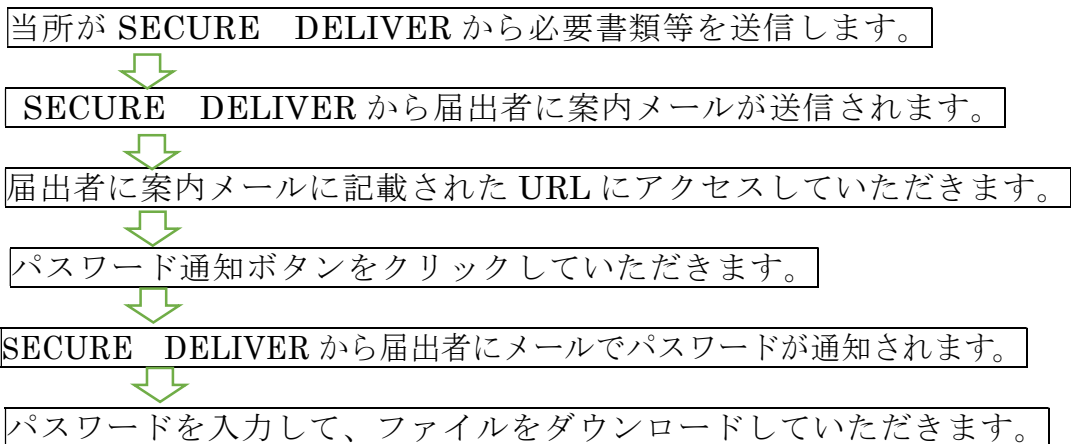
ア 届出者から当所への送信について

- ① アドレス k3603118@pref.saitama.lg.jp
- ② 件 名 農薬販売届について（発信者名 若しくは事業所）
- ③ 添付書類 各様式のファイル（ワード・エクセルあるいはPDF）を添付してください。
- ④ 連絡事項 メール本文には次の事項を御記入ください
 - ・事業所名 ・部署名 ・所在地 ・電話番号 ・担当者氏名
 - ・受理通知の送付先メールアドレス（問い合わせをさせていただく先）
 - ・農薬販売届の内容（開設、増設、変更、廃止の別）
- ⑤ その他
 - ・データ容量が大きく（10MB以上）送信できない場合は、電話連絡をお願いします。
 - ・必要に応じて添付ファイルのパスワード設定をお願いします。（任意）

イ 当所から届出者への返信と受信について

届出内容の審査後に電子メールで受理通知書と審査後の届出書をお送りします。

ファイル送信システム（SECURE DELIVER）を利用した返信の概略



ウ その他

- ① 当所から届出者に届くメール発信元は SECURE DELIVER であり、

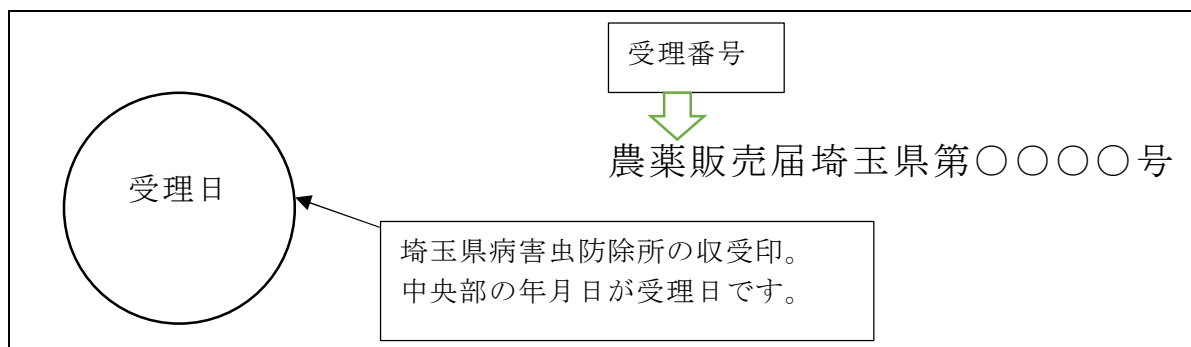
埼玉県病害虫防除所とはなりませんので御注意ください。

- ② ファイル送受信システムは、ファイルのダウンロード期間が休日込みで最長7日間となっておりますので、御指定されたアドレスのメールを定期的に御確認ください。

5 受理通知と届出書副本について

返送した販売届は届出を行ったことを証明する重要な書類です。再発行はできませんので、大切に保管してください。

複数の農薬販売店舗を有する場合は、本社（届出者）あるいは各店舗が原本あるいはコピーを保管してください。



6 記入例

(1) 開設・増設（様式1-1）

様式1-1（農薬取締法第17条関係）

農 薬 販 売 届 （開設・増設）

いずれかを○で囲んでください。

令和8年1月5日

埼玉県知事 宛

開設は販売開始の日まで、
増設は増設した日から2週間以内です。

法人の場合は、名称、代表者の職・氏名を記入してください。

住所 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
氏名 株式会社 浦和商店
代表取締役 埼玉 太郎
TEL 048-824-2111

押印は不要です。

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地及び名称等

郵便番号 000-0000 所在地 さいたま市大宮区001丁目1番1号
名 称 浦和商店 大宮支店
TEL 048-000-0000

2 販売開始年月日

令和8年1月9日

該当事項をチェックしてください。

3 卸売又は小売の別及び業種

(1) 卸売又は小売の別（該当にチェック）

☐ 卸売 ☒ 小売 ☐ 卸売・小売

(2) 小売の場合の業種（該当にチェック。複数チェック可）

☐ 農業協同組合 ☐ 薬局・医薬品販売業

☒ 農業資材販売（種苗、肥料等） ☐ ホームセンター

☐ インターネット ☐ その他（ ）

4 受理日・受理番号（記入しないでください。）

備考 記の1における「販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

(2) 様式 1-2

開設、増設のいずれの場合も添付してください。
全ての事項を理解していただき「✓(チェック)」を入れてください。

(様式 1-2)

農薬の販売を行う際の遵守事項について

販売者の変更、廃止の届出(第 17 条)
☒ 届出事項中に変更を生じたときは、その日から 2 週間以内に県知事へ届け出る。
☒ 販売を廃止する場合も、その日から 2 週間以内に県知事へ届け出る。
農薬の販売の制限又は禁止等(第 18 条)
☒ 容器又は包装に第 16 条(登録番号、農薬の種類、使用方法 他)の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売しない。
帳簿(第 20 条)
☒ 帳簿を備え付け、農薬の種類別に、年月日、譲受数量及び譲渡数量を記載し、最終の記載の日から 3 年間その帳簿を保存する(帳簿については電磁的記録によるものも可)。
☒ 水質汚濁性農薬(シマジン)については、年月日、譲受数量及び譲渡先別譲渡数量を記載し、最終の記載の日から 3 年間その帳簿を保存する。
その他農薬取締法関連事項(第 21 条)
☒ 農薬の有効成分の含有量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をしない。また無登録農薬について登録を受けていると誤認させるような宣伝をしない。 (農薬としての効能効果をうたう又は病虫害の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあるため注意する。)
毒物または劇物を販売、授与等する場合
☒ 毒物及び劇物取締法による遵守事項や手続きがあるため、販売所の所在地を管轄する保健所に問い合わせる。
農薬保管管理(「農薬の保管管理等の徹底について」通知)
☒ 農薬の保管管理の徹底及び盗難、紛失の防止に万全を期す。
☒ 万一、盗難、紛失事故が発生した場合は直ちに警察署に届ける。
☒ 毒物又は劇物に該当する農薬は、さらに以下に努める。 ・鍵のかかる農薬の保管庫等の整備等一層の保管管理の徹底を図ること。 ・農薬の保管量の定期的な把握、利用状況の記録の整備等を図ること。
その他
☒ 店舗にて、農薬は安定した場所に陳列する。また食品とは別の棚に、生産資材とは区分けして陳列する。
☒ 保管倉庫は雨水の浸水のない構造にする。生産資材や食品と明確に区分けして保管する。
☒ 有効期限切れの農薬の陳列、販売をしない。

様式 1-1 の届出日と同じ日となります。

上記の事項について内容を理解し、遵守します。

法人の場合は、名称、代表者の職・氏名を記入してください。

令和 8 年 1 月 5 日
氏名 株式会社 浦和商店
代表取締役 埼玉 太郎

押印は不要です。

（参考）帳簿の例

農薬販売者には、帳簿を備え付け、記載し、最終の記載の日から３年間その帳簿を保存することが義務づけられています。

下記は参考様式であり、必要な情報が管理できれば、様式・方法（紙面、電子データ）は問いません。

（例１）農薬全般

品目	〇〇乳剤※１	規格	〇〇ml	数量単位	本
年月日	譲受・譲渡先※ ２	譲受数量	譲渡数量	残高※３	備考
3.1.4	(株)〇〇商会	10		10	
3.1.5	売上		2	8	
3.1.8	売上		2	6	

※１：農薬の種類・規格ごとに管理し数量を把握できるようにしてください。

※２：農薬取締法では、譲渡先の記載は求められておりませんが、水質汚濁性農薬については必要となります。

※３：残高数を帳簿で管理し、実際の数量と照合してください。

※４：毒物または劇物については、毒物及び劇物取締法による譲渡手続きの規定がありますので、詳しくは販売所を管轄する保健所にお尋ねください。

（例２）水質汚濁性農薬

シマジン剤（除草剤）は、水質汚濁性農薬に指定されているため、譲受数量及び譲渡先別譲渡数量を記載する必要があります。

品目	シマジン〇〇	規格	〇〇g	数量単位	袋
年月日	譲受・譲渡先	譲受数量	譲渡数量	残高	備考
3.1.4	(株)〇〇商会	10		11	
3.1.5	売上 埼玉太郎		2		さいたま市浦和区高砂〇-〇
3.1.8	売上 浦和次郎		2		さいたま市浦和区常盤〇-〇

(3) 変更 (様式2)

様式2 (農薬取締法第17条関係)

農 薬 販 売 届 (変 更)

法人の場合は、名称、代表者の職・氏名を記入してください。

住所・氏名等で変更があった場合は、変更後の住所・氏名等を記入してください。

変更が生じた日から
2週間以内です。

令和8年1月9日

住所 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
氏名 株式会社 浦和商店
代表取締役 埼玉 次郎
TEL 048-824-2111

押印は不要です。

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

複数店舗の変更を一括して届出の場合は、その旨を記入して、様式2別紙(1あるいは2)を添付し、以下は空欄としてください。

以下、様式2別紙〇のとおり ←

1 販売所の所在地及び名称等

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 所在地 さいたま市浦和区〇〇1丁目1番3号
名 称 浦和商店 さいたま支店
TEL 048-△△△-〇〇〇〇

2 変更年月日

令和8年1月5日(代表者の変更)

3 変更した内容

変更内容	代表者の変更
変更前	埼玉 太郎
変更後	埼玉 次郎

変更の内容が複数ある場合は、併記するか下行を設けて記入してください。

4 届出受理番号

農薬販売届埼玉県第〇〇〇〇号

変更前の届出受理番号を記載してください。不明の場合は、当所にお問合せください。

5 受理日・受理番号 (記入しないでください。)

備考 記の1における「販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

(4) 様式2別紙1 (代表者等の) 変更が生じた埼玉県内農薬販売店一覧

埼玉県及び郡名は省略し、市町村名から記入してください。

変更した内容と変更前後を記入してください。

届出者名称： 株式会社 浦和商店

1 販売所の所在地及び名称等				2 変更年月日	3 変更した内容 (代表者の変更)		4 農薬販売届 埼玉県受理番号	受理番号記入欄 (記入しないでください)
郵便番号	所在地	名称	TEL		変更前	変更後		農薬販売届 埼玉県受理番号
333-1230	〇〇〇〇市〇〇〇〇区AAAAA 100-101 BBBBBビル1階	ABCDEFGHIJK ストア 浦和商店LMNOPQ店	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	令和8年1月5日	埼玉 太郎	埼玉 次郎	7000	変更前の届出受理番号を記載してください。 不明の場合は、当所にお問合せください。 また、番号順に縦列に記載してください。
333-1231	〇〇〇〇市△△△区▼▲▼1-11	浦和商店▼▲▼店	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	令和8年1月5日	埼玉 太郎	埼玉 次郎	7001	
333-1232	AB市CDE1-2-3	浦和商店CDE店	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	令和8年1月5日	埼玉 太郎	埼玉 次郎	7002	

様式2別紙の記入上の留意点

- 1 様式2別紙の印刷サイズは、A4の横置きあるいはA3の縦置きで提出してください
- 2 入力するセルのフォントとポイントは自由ですが、セル内で文字がはみ出していないか、印刷のうえ確認をお願いします。
 印刷後の印字が不完全な場合は、行幅あるいはページ左右の余白を調整してください。
正しく印刷できない場合は、修正をお願いする場合がありますので、御注意ください。
- 3 変更の対象となる店舗数が多く行数が足りない場合は、行単位でコピーして行を増やしてください。
 なお、ページが複数になる場合、表の見出しは2ページ以降にも表示されるよう設定してありますので、変更しないでください。

(5) 様式2別紙2 (住所や名称に) 変更が生じた埼玉県内農薬販売店一覧

届出者名称: 株式会社 浦和商店

1 販売所の所在地及び名称等							2 変更年月日	3 変更した内容	4 農薬販売届 埼玉県 受理番号	受理番号記入欄 (記入しないでください) 農薬販売届 埼玉県 受理番号
郵便番号 (変更前)	郵便番号 (変更後)	所在地 (変更前)	所在地 (変更後)	名称 (変更前)	名称 (変更後)	TEL				
000-1111	000-1112	000市△△△区AAA1-1-1	000市△△△区AAA1-1-10	浦和商店AAA店		000-000-0000	令和8年1月5日	所在地の移転	7000	
000-3336		□□市○○○CC5-1		浦和商店CCB店	浦和商店CCC店	000-000-0000	令和8年1月5日	名称の変更	7001	
000-1234	000-1212	□□市○○○CBA5-1	□□市○○○CDE-1	浦和商店CBA店	浦和商店CDE店	000-000-0000	令和8年1月5日	所在地の移転 名称の変更	7003	

埼玉県及び郡名は省略し、市町村名から記入してください。

様式2別紙2の表で、変更が生じた項目について右側に列を挿入し、変更内容を記入してください。変更がない項目は空欄としてください。

変更前の届出受理番号を記載してください。不明の場合は、当所にお問合せください。また、番号欄に縦列に記載してください。

様式2別紙の記入上の留意点

- 様式2別紙の印刷サイズは、A4の横置きあるいはA3の縦置きで提出してください
- 入力するセルのフォントとポイントは自由ですが、セル内で文字がはみ出していないか、印刷のうえ確認をお願いします。
印刷後の印字が不完全な場合は、行幅あるいはページ左右の余白を調整してください。
正しく印刷できない場合は、修正をお願いする場合がありますので、御注意ください。
- 変更の対象となる店舗数が多く行数が足りない場合は、行単位でコピーして行を増やしてください。
なお、ページが複数になる場合、表の見出しは2ページ以降にも表示されるよう設定してありますので、変更しないでください。

(6) 廃止 (様式3)

様式3 (農薬取締法第17条関係)

農 薬 販 売 届 (廃 止)

販売店の閉店日又は農薬の取扱いを止めた日等から
2週間以内です。

令和8年1月9日

埼玉県知事 宛

法人の場合は、その名称
及び代表者の職・氏名を
記入してください。

住所 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
氏名 株式会社 浦和商店
代表取締役 埼玉 次郎
TEL 048-824-2111

押印は不要です。

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

以下、様式3別紙のとおり

複数店舗の廃止を一括して届出の場合は、
その旨を記入して、様式3別紙を添付し、
以下は空欄としてください。

1 販売所の所在地及び名称等

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 所在地 〇〇市▽▽▽1丁目1番4号
名 称 浦和商店 ▽▽▽支店
TEL 〇〇〇-△△△-〇〇〇〇

2 廃止年月日

令和8年1月5日

農薬販売の取りやめは、店舗は存続しますが、農薬販
売部門を取りやめる場合が該当します。
その他を選択した場合は、右側のカッコにその具体的
内容を記入してください。

3 廃止した理由

- ☒ 店舗の閉鎖
☐ 農薬販売の取りやめ
☐ その他 ()

4 届出受理番号

農薬販売届埼玉県第〇〇〇〇号

廃止前の届出受理番号を記
載してください。
不明の場合は、当所にお問
合せください。

5 受理日 (記入しないでください。)

(7) 様式3別紙 廃止した埼玉県内農薬販売店一覧

届出者名称： 株式会社 浦和商店

1 販売所の所在地及び名称等				2 廃止年月日	3 廃止した理由	廃止した理由がその他の場合の具体的内容	4 農薬販売届埼玉県受理番号
郵便番号	所在地	名称	TEL				
336-3330	〇〇〇〇市AAA区BBB1-11	浦和商店BBB店	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	令和8年1月5日	店舗の閉鎖		8000
336-3331	AB市CDE1-2-3	浦和商店CDE店	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	令和8年1月5日	店舗の閉鎖		8001
336-3332	CD町EFG1-2-3	浦和商店EFG店	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	令和8年1月6日	店舗の閉鎖		8002
			プルダウンで、該当理由を選択してください。農薬販売の取りやめは、店舗は存続しますが、農薬販売部門を取りやめる場合が該当します。その他を選択した場合は、右側のセルにその具体的内容を記入してください。				

埼玉県及び郡名は省略し、市町村名から記入してください。

変更前の届出受理番号を記載してください。不明の場合は、当所にお問合せください。また、番号順に縦列に記載してください。

様式3別紙の記入上の留意点

- 様式3別紙の印刷サイズは、A4の横置きあるいはA3の縦置きで提出してください
- 入力するセルのフォントとポイントは自由ですが、セル内で文字がはみ出していないか、印刷のうえ確認をお願いします。
印刷後の印字が不完全な場合は、行幅あるいはページ左右の余白を調整してください。
正しく印刷できない場合は、修正をお願いする場合がありますので、御注意ください。
- 廃止となる店舗数が多く行数が足りない場合は、行単位でコピーして行を増やしてください。